



監査の充実や評価の義務化など、社福の体制強化へ
～第5回「在り方検討会」～

◆20日、「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」(座長：田中滋/慶大大学院教授)の第5回会合が開催され、社福の適正な運営確保を図ることをテーマに、監査体制の強化や現在任意の第三者評価受審の義務化などの意見が示されました。具体的な論点として、行政監査以外の専門家による監査の活用や、第三者評価の受審促進など10項目が挙げられており、第三者の目を通して法人経営の透明化を図っていくことが求められています。

同検討会ではこれまで、社福が公益性の高い法人であることなどから、経営の透明性を充実させるべく議論が行われ、会計処理が不適切な法人や経営状態を適切に判断できない法人が存在することなどとして、日本公認会計士協会に経営判断指標の構築に係る技術協力を依頼するなど、具体的な取組を実施してきました。

社福の経営の透明化に向けた動きが加速する中で、職業会計人や評価者など、専門的な意見が今後より一層求められていくことになりそうです。

(参考：厚労省HP / 福祉新聞 / CBニュース)

社福の適正な運営確保に向けた論点

- 適切な法人運営や育成を支援する指導や助言の導入。
- 行政機関によるもの以外の手法など、監査の重層化。
- 経営診断の結果を踏まえた経営改善指導の実施。
- 第三者評価の受審促進。

所轄庁の監督に関する意見

- 適切な決算処理がされていない社福があるため、公認会計士や監査法人のチェックを受ける必要がある。
- 毎年度財務諸表を提出し、行政がチェックしているにもかかわらず不適正な財務諸表が存在するのは疑問。外部監査を活用するなどチェック体制を強化すべき。
- 監事・理事長が確認しているにもかかわらず、不適正な財務諸表が存在しており、法人の経営体制を検証すべき。
- 一定規模の法人には、会計専門家による監査が必要。

社福への優遇見直し
～規制緩和に向けた議論～

◆4日、規制改革会議(議長：岡素之/住友商事(株)相談役)の第25回会合が開催され、介護、保育分野での経営管理体制の強化策や企業の参入を促進させる規制緩和策の原案が示されました。

原案は全体を通して社福に関する内容で、財務諸表等の公開を義務づけることや所轄庁による指導の強化、補助金等の優遇策の見直しにより株式会社などとの競争条件を対等にすることが挙げられています。

一方厚労省は、財務諸表等の情報公開については同会議の意見に賛同しているものの、社福への優遇策の見直しについては、優遇に見合った地域貢献を義務付けるとする内容にとどめ、意見が相違しています。今後同会議は6月に答申をまとめることとなっており、引き続き厚労省と協議を重ねることになります。

(内閣府HP / 産経新聞ウェブ)

財務諸表、ネット公表義務化へ
～6月までに通知発出～

◆全国厚生労働関係部局長会議の厚生分科会が22日開催され、厚労省は、2013年度以降の社福の財務諸表について、インターネット上での公開を義務付ける方針を正式に決定しました。

インターネットでの公開にあたり、ホームページを持たない法人や財務諸表未公表の法人があることも想定されるとし、その場合は所轄庁のホームページで公表することによって全法人の財務諸表の公開を担保する方針です。また所轄庁に提出されている現況報告書について、現在は提出方法について特に定めはありませんが、財務状況を分析するため、来年度からは財務諸表(現況報告書及び付属書類)について、標準的な様式を整備し、電子データでの提出を求めるといった内容も示されています。

昨年、2012年度分の財務諸表について、インターネットや広報で公表するよう通知が発出されましたが、公表がより効果的に行われるための方法を検討することとしていました。本分科会では、社福の社会的責任が大きく、国民に対して経営状態を公表する必要がある、として今回の方針に至ったことが示されており生活困窮者に対する支援事業の創設などの、新たな福祉ニーズに積極的に取り組むことが期待されているようです。

厚労省は今後通知発出の準備を進め、今年6月ごろには全社福の財務諸表をインターネット上で閲覧できる体制を整えることとする模様です。

(参考：厚労省HP / CBニュース)

同会議の意見	厚労省の回答
社福が受給している補助金や社会貢献活動等に係る支出額等の状況、内部留保の位置付けを明確化すべき。	財務諸表公表に当たって標準的な様式を検討し今年度中に関係通知を改正するが、その中で補助金の収入状況や内部留保の目的別の積立についても明確となるよう検討している。
理事会や評議員会、役員等の役割や権限などを法令等で明確化すべき。	法令での明確化を検討している。
補助金制度や非課税措置等の優遇策を見直し、株式会社などとの競争条件を対等にすべき。	社福は低所得者への支援等、一定の規制の下で事業を行うのに対し、営利法人には規制はなく利益を上げることが可能で、役割が異なる。